

亀田青少年会館の概要

担当部局	函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課（電話 0138-21-3445）
所在地	函館市亀田本町 19 番 21 号
目的	青少年の教養の向上および健康の増進を図り、ならびに豊かな情操を養い、もって青少年の健全な育成に資する。
事業概要	亀田青少年会館の維持管理、設置目的に資する事業の実施に関する事、その他の業務に関する事。
開館時間等	<p>① 開館時間 9：00～21：00</p> <p>② 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・年末年始（12月31日～1月3日）
施設概要	<p>① 開設年 昭和47年</p> <p>② 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建（本館）、 鉄骨造平屋建（体育館）</p> <p>③ 施設延面積 514.05 m² (1階)</p> <p>④ 施設の内容 体育室／研修室／シャワー室／更衣室／ホール／ 器具室／事務室 ほか</p>
指定管理者が 行う業務内容	<p>① 維持管理に関する事</p> <p>清掃、警備、設備の保守点検 など</p> <p>② 設置目的に資する事業の実施に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養講座の実施に関する事 ・指導員の養成および団体活動の育成に関する事 ・職業、交友、健康その他の生活相談に関する事 ・余暇活動に必要な施設、設備の提供および指導に関する事 <p>③ 利用者に関する事</p> <p>窓口業務、利用者への案内・説明に関する業務、利用促進に関する業務、使用者の登録、使用許可・取消 など</p> <p>④ 使用料の収納に関する事</p> <p>使用料の徴収、減免・後納に関する事、収納状況の報告 など</p> <p>⑤ その他の業務に関する事</p> <p>市に提出する書類の作成、市や関係機関・団体との連絡調整、連携業務、 利用者からの意見、要望等への対応、その他施設の管理運営に必要な業務 など</p>
施設管理 運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	函館市青少年会館条例
現指定管理者	一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会